

令和 5 年度
第 208 回 宮城県都市計画審議会

報 告 資 料

○ 気仙沼広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

令和 6 年 3 月

宮城県都市計画課

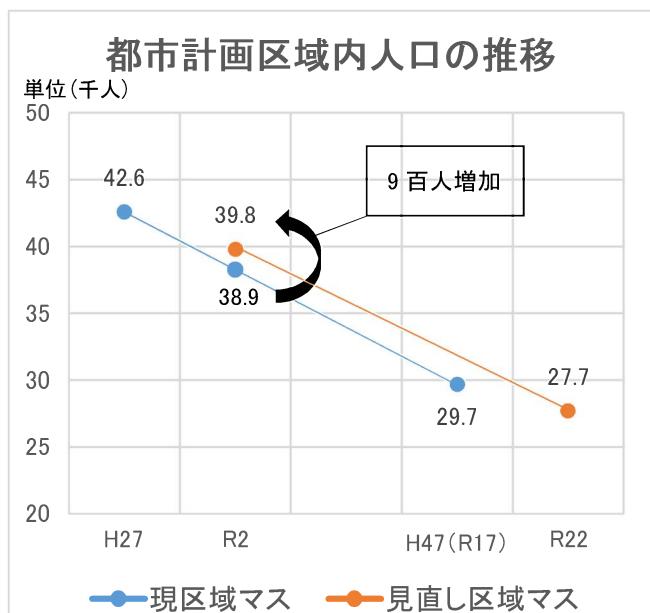
1 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 29 年 9 月改定) 改定の検証

平成 29 年 9 月改定の気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「区域マスター プラン」という。）の見直しにあたり、人口規模の現況及び将来の見通しや、主要な事業の実施状況及び頻発・激甚化する自然災害への対応について、最新の調査結果との比較を交えながら、振り返りを行いました。

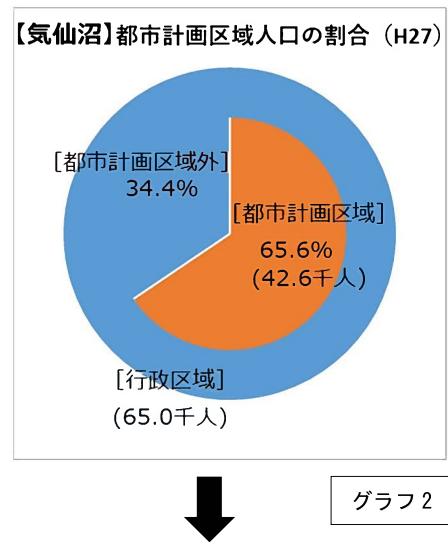
（1）おおむねの都市計画区域内人口について

気仙沼都市計画区域内（以下、「本区域」という。）の人口は、現・区域マスター プランでは、基準年である平成 27 年国勢調査人口の約 42.6 千人から、20 年後の平成 47 年（令和 22 年）人口の約 29.7 千人に減少するものと推計しておりました。これに対して、最新の令和 2 年国勢調査人口が約 39.8 千人となり、当時推計した令和 2 年の 38.9 千人より、9 百人増加しております。これを踏まえ、今回の改定では、令和 2 年の実績値約 39.8 千人を起点とし、目標年の令和 22 年の都市計画区内の将来人口規模を約 27.7 千人と推計しました。（グラフ 1 参照）。

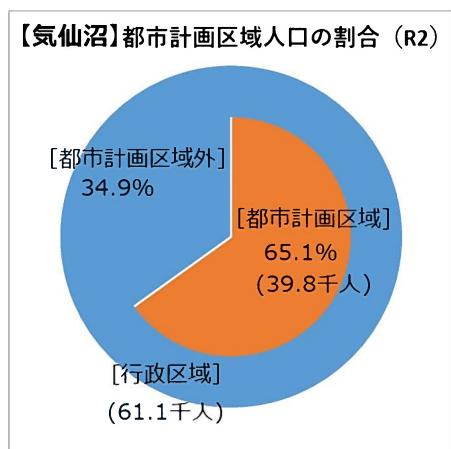
また、行政区域内人口に対する都市計画区域内人口の割合は、平成 27 年が約 65.6%、令和 2 年が約 65.1% と、約 0.5% 減少しています。このことから、本区域では、都市計画区域内の人口を、いかに維持していくかが課題であると考えております。（グラフ 2・3 参照）。



グラフ 1



グラフ 2



グラフ 3

(2) おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業について

現・区域マスター プランで記載している、おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業について、進捗状況を以下に示します。道路は、今後も一部で継続的な事業実施が必要であり、その他施設や市街地開発事業については、概ね事業が完了しました。

【道路】

区分	名称		整備区間等	事業主体	事業進捗
主要な道路	①	三陸縦貫自動車道	市内区間	国土交通省	R 元完了
	②	(主) 気仙沼唐桑線 [(都) 片浜鹿折線]	化粧坂、鹿折地区ほか	宮城県	化粧坂工区
	③	(一) 大島浪板線	国道 45 号～浦の浜	宮城県	R2 完了
	④	(都) 鹿折駅浜線	鹿折地区	気仙沼市	H30 完了
	⑤	(都) 魚市場中谷地線	気仙沼地区、南気仙沼地区	〃	R2 完了
	⑥	(都) 本町宮口下線	〃	〃	R3 完了
	⑦	(都) 魚町港町線	魚町・南町地区	〃	R2 完了
	⑧	(都) 南町魚市場線	〃	〃	一部未完了 (R4 概成済)
	⑨	(都) 南町線	〃	〃	R3 完了
	⑩	(都) 潮見町赤岩五駄鱈線	松岩地区	〃	R3 完了
	⑪	(都) 朝日町赤岩港線	〃	〃	R3 完了
	⑫	(都) 本郷古町線	気仙沼地区	〃	一部未完了 (R4 概成済)
	⑬	(都) 浜港線	鹿折地区	〃	H30 完了
	⑭	(都) 魚市場朝日町線	南気仙沼地区	〃	R4 完了
	⑮	(都) 弁天町魚市場線	〃	〃	H30 完了
	⑯	(都) 南気仙沼駅前通線	〃	〃	H30 完了
	⑰	(都) 河原田線	気仙沼地区	〃	R2 完了

【下水道】

種別	名称	事業主体	事業進捗
下水道	気仙沼市公共下水道	気仙沼市	R4 完了

【市街地開発事業】

地区名		事業主体	整備手法	事業進捗
1	鹿折地区	気仙沼市	被災市街地復興土地区画整理事業	H30 完了
2	南気仙沼地区	気仙沼市	〃	R 元完了
3	魚町・南町地区	気仙沼市	〃	R3 完了

【主要な公園・緑地】

種別	名称	事業主体	事業進捗
地区公園	南気仙沼防災公園	気仙沼市	R4 完了
地区公園	松崎尾崎防災公園	気仙沼市	R2 完了

【防災に関する都市計画】

名称	事業主体	事業進捗
赤岩港地区津波復興拠点整備事業	気仙沼市	R2 完了
朝日町地区津波復興拠点整備事業	気仙沼市	R2 完了

(3) 頻発・激甚化する自然災害への対応

平成 29 年 9 月改定の区域マスタープランでは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧・復興として、防潮堤・河川堤防の整備、市街地のかさ上げ盛土、居住地の高台移転や産業の集積などにより「災害に強いまちづくり」を進めることを基本方針とし、これまで、前述の主要事業における市街地開発事業等の関連事業を進めてまいりました。

区域マスタープラン改定後には、令和元年東日本台風等により、本区域を流れる河川の被害により、周辺地域に被害が発生したことから、今後も、「流域治水」の考え方に基づき、引き続き河川の適切な維持管理に取り組んでまいります。

(4) 区域マスタープランの見直しについて

以上のとおり、本区域では、人口推移の変化が見られたことや、復旧・復興事業により整備された都市基盤上に、安心・安全な災害に強い集約型のまちづくりを進めていく必要があることから、今般、区域マスタープランを見直すこととなりました。

2 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の見直しの目的、方針及び要旨

（1）見直しの目的

- ・人口減少社会に対応した「集約型都市構造」の実現
- ・「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」の実現
- ・激甚化する災害に対応したまちづくりの推進

（2）見直しの方針

- ・安心・安全な災害に強いまちづくり
- ・豊かな地域資源を活用した産業と賑わいの創出
- ・道路ネットワークの活用による連携強化と公共交通ネットワークの維持・充実
- ・人と自然が共生するコンパクトなまちづくり

（3）見直しの要旨

1) 集約型都市構造の実現【見直し案1、9、11頁】

現行計画では、集約型都市構造についての記載は無かったこと、また、市ではコンパクトシティ形成に向けた取組を推進する計画となる立地適正化計画を作成中であることから、今回の改訂では効率的な都市運営体制を構築するため、集約型のまちづくりと、それらをつなぐ交通施設としてのネットワークの強化が重要であることを踏まえて、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの概念を明確に示した。

2) 地域産業のさらなる振興・活性化について【見直し案1、4、6、9頁】

復興事業により新たに整備された基盤を活かし、水産業や水産関連産業の基幹産業をさらに振興・活性化するための土地利用誘導等を促進する。また、事業所が集積している沿岸部においては、水産業や観光をはじめとした地域産業の振興と雇用の創出を図ること。

3) 防災における流域治水の推進について【見直し案4、13、14頁】

近年の頻発・激甚化する豪雨災害については、「流域治水」の考え方を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行うとともに、危険な盛土などを規制し未然に発生を防止する必要があることを新たに示した。